在宅勤務に関連した 費用負担に関する

税務処理



和3年1月に公開しました。 費用負担等に関するF

ここでは、

その内容につい

て解

精算不要)

で毎月5000 ・渡切り

円を支

5 0 0

Ŏ り 円 全額 たとえば、

(使途不問

給与課税となります 給した場合は、

宅勤務

(テレワー

ク

を導入する

の感染拡大防止の観点か

在

働き方改革や新型コ

口

コナウイ

ル

企業が増えてい

担した場合の

税務の取扱

いに

国税庁は

在宅勤務に係る

AQ

を令

在宅勤務にかかる費用を企業

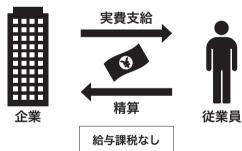
在宅勤務を導入した場合、その費用負担についてト ラブルが生じやすいとされています。そこで、税制 面の取扱いについてQ&A形式で解説します。

平井会計事務所 税理士

井 満 広

図表1 在宅勤務手当と給与課税のイメージ

(1) 在宅勤務に必要な費用を実費精算する場合



(2) 在宅勤務手当として毎月定額を支給する場合 (返還不要)





給与課税あり



従業員

要な費用を従業員に実費精 企業が在宅勤務に通常

与課税となるのか?

業員に支給した場合は、

給

企業が在宅勤務手当を従

課税となるのか? を従業員に支給した場合は、 パソコン等 (事務用品等)

企業が在宅勤務に必

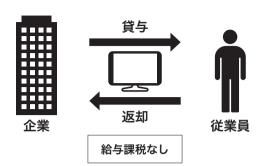
なりません。 算で支給する場合は、 給与課税と

ります に支給する場合は、 なかった場合でも返金しな 務に通常必要な費用として使用 として、 (図表1) 定額の金銭を従業員 給与課税とな 13

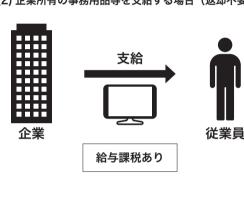
方で、在宅勤務手当 (在宅

事務用品等の支給と給与課税のイメージ 図表2

(1) 企業所有の事務用品等を貸与する場合(要返却)



(2) 企業所有の事務用品等を支給する場合(返却不要)



法で行なうのか?

用の精算は、 どのような方

在宅勤務に通常必要な費

員がパソコン等を自由に処分でき

業務に使用しなくなったとき

を返還)

する方法

して購入費用を精算

(超過金額

う形で従業員に配付しても、

従業

購入し、 した後、

領収書等を企業に提出

従業員がパソコン等を

合、

員に移転。返却も不要) する場合 等を従業員に支給(所有権が従業

を新たに購入する場合

企業が従業員に金銭を仮払

従業員に貸与するパソコン等

は給与課税となります(図表2)。 なお、パソコン等を「支給」とい

場合は、

ン等を従業員に貸与する 給与課税となりません。

費

在

宅勤務に通常必要な

用の精算方法は、

以 下

企

|業が所有するパソコ

一方で、

企業が所有するパソコン

れます。

の区分に応じて次の方法が考えら

は企業に返却する場合は

「貸与」

と考え、給与課税とはなりません。

しても、 なお、 法 提出して購入費用を受領する方 従業員がパソコン等を立替払 で購入し、 「パソコン等の所有権を ①②いずれの方法で購 領収書等を企業に

(2)

1 めに負担した部分を合理的に計 や電気料金について、 活費)を含めて負担した通信費 した後、 報告して精算 企業が従業員に金銭を仮払 その計算した金額を企業 従業員が家事部分 (超過金額を返 業務のた 全 い

領する方法 担した通信費や電気料金につい ために使用した部分の金額を受 た金額を企業に報告して業務の を合理的に計算し、 従業員が家事部分を含めて負 業務のために使用した部分 その計算し

物給与)。 当せず、 従業員が有する場合」は貸与に該 給与課税となります (現

給与課税となります。 コン等を返却しないと、 円を返還したとします。この場 等を8万円で購入して企業に2万 円を仮払いし、従業員はパソコン たとえば、 在宅勤務終了後に企業にパソ 企業が従業員に10 万

通信費や電気料金を精算する 8万円が

する方法

ばよいか?

の使用部分はどのように計算すれ

を支給する場合、

在宅勤務

従業員が負担した通信費

します。 下の区分に応じて次の方法で計算 使用した部分の金額は、 通信費のうち在宅勤務に 以

(1) 電話料金

1

通話料

通話料(後述の基本使用料を除 給与課税となりません。 業務のための通 そ

なります。 税となるのは 超過金額部分の みと

業員は在宅勤務費用として30 とします。 000円は企業に返還しなかった 勤務手当を5000円支給し、 円のみ使用したが、 たとえば、 企業が従業員に在 超過金額2 従

0

れず、 使用した3000円は給与課税さ 給与課税となります。 この場合、 超過金額の2000円のみ 在宅勤務費用として

の金額を従業員に支給する場 話料金を通話明細等で確認し、 く)については、

企業実務 2021. 5

額を返還しない場合でも、給与課

ポート担当等企業が認める業務

に行なう業務

(営業担当や出張

なお、業務のための通話を頻

企業が従業員に在宅勤務手当を支

(1) Ø) (1)

(2) (2)

(1) O)

湯合、

業務使用部分を超過した金

図表3 業務のために使用した通話料等の算式

業務のために使用した 基本使用料や 通話料等

従業員が負担した1か月の 基本使用料や通話料等

その従業員の1か月の 在宅勤務日数 該当月の日数

1 2 式によらず

より精

緻な方法で算

0

11

ては、

業務の 的

ために使用した

した金額

を業務

0

ため

のに使用

部分を合

理

に計算する必要が

定して算出され

11

、ます。

なお算 合を仮

本使用料

やデ

ハータ通

信料等に

インターネット接続通

信 料

(法定8

時

間

0 7

占

め

る割

労

働

間

例 1 合は、 金額

5

均

腄 時

眠 間

時

8 う

時 É,

間

を除 1

た時

16

算式

中

0)

 $\frac{1}{2}$ 蕳 0

は、

日

 $\dot{24}$ 11 時

か

た金額とすることもできます。

ŋ

うます。

【事例1:電話料金の在宅勤務費用の計算】

- (問) 2月に在宅勤務を14日行なった従業員が、月額1万円の通 信料(通話料と基本使用料の合計)を負担した。在宅勤務の 業務に使用した部分の金額はいくらか?
- (答) 10.000 円 ×14 日 / 28 日 ×1 / 2 = 2.500 円

【事例2:インターネット接続通信料の在宅勤務費用の計算】

- (問) 4月に在宅勤務を15日行なった従業員にスマートフォン料金の 補助として5,000円を支給した。従業員が負担したスマートフォ ン料金は以下のとおりだが、給与課税となる金額はいくらか?
 - ・基本使用料: 3,000 円 (3GB まで無料)
 - ・データ通信料: 1,000円(3GB 超過分)
 - ・業務使用にかかる通話料: 1.000円(通話明細書より)
- (答) ① 業務のための通話料:1,000円
 - ② 業務のための通信料:

 $(3,000 円 + 1,000 円) \times 15 日 / 30 日 \times 1 / 2 = 1,000 円$

給与課税の金額: 5.000 円-①-②= 3.000 円

図表4 業務のために使用した電気使用料等の算式

業務のために使用した 基本料や電気使用料等

従業員が負担した1か月の 基本料や電気使用料等 業務のために使用した 部屋の床面積 自宅の床面積

その従業員の1か月の 在宅勤務日数 該当月の日数

1 2

【事例3:電気料金の在宅勤務費用の計算】

(問) 4月に在宅勤務を15日行なった従業員に電気料金の補助と して 5,000 円を支給した。従業員が負担した電気料金は以 下のとおりだが、給与課税となる金額はいくらか?

· 電気料金: 10.000 円 ・自宅の床面積:80㎡

・業務のために使用した部屋の床面積:20㎡

業務のための電気料金:

した後、

企業が従業員に金銭を仮

払

11

10,000 円 ×20㎡/80㎡ ×15 日/30 日 ×1 / 2 = 625 円

給与課税の金額: 5,000 円-①= 4,375 円

負 動 8 代 するスマートフォ せ 算 画等 られ でする場合は、 ,担した場合は、 金 ٨ たとえば、 业や業務 ただし、 0 な 定額利用 11 オプション 0 ため 図 公表3の 従業員本人 ンの (料等) その金額は ,代等 本体 算式により を 企業 かが所 .. の (音 購

明

細等の

確認に代えて、

図表3の

、式により算出した金額を、

業務

通話料とすることができま

計算する必要があります。

たとえ

図表3の算式により算出

を企業が従業員に支給する場

給与課税となりません

事

ために使用した部分を合理

的

本使用料等につ

7

は、

に従事する従業員については、

通話

2

基本使用料

Q 金を支給する場合、

従業員が負担した電気料

出した金額を企業が従業員に支 給与課税となりま に使用したと認 が 楽 入 有

課税となります (事例2)。

在宅勤 と同 算出 することもできます 額を業務 ません。 支給する場合は、 計算する必要があります。 0 たとえば、 より した金額を、 ために使用した部分を合 じ考え方です。 気使用料 算式の [・]精緻な方法で算出した金 0 ため 図 に使用した金 一表4の算式により $\frac{1}{2}$ につい 給与課税となり 企業が従業員に

算式によら

は、

図 |表3

レ レンタル 企業が在宅勤務に必要な

(事例3)。

業員に支給した場合は、 オフィス代等を従 給与課税

となるのか?

る場合、 ても給与課税となりません。 等で在宅勤務することを認め 自宅近くの 自宅に 次 1 -スが のい ない ず 在宅勤務をするス レンタル ħ 従業員に対 の方法で オフィス あ 7

業に提出して費用を精算する方法 て費用を受領する方法 し、領収書等を企業に提 従業員が立替払いで費用を負 従業員が領収書等を企 出 Δ

モットーに、ひらい。みつ みつひろ 中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。 平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにす

企業実務 2021. 5

ればよいか?

電気料金

(基本料金

電

ては、

業

理

的

務の使用部分はどのように計算す